

同性婚の再定位：クィアへの応答を通じて

大島, 直也
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1513719>

出版情報：学生法政論集. 9, pp.17-34, 2015-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

同性婚の再定位—クィアへの応答を通じて

大島直也

〈目次〉

はじめに一揺れるマイノリティ

第1章 ゲイ・スタディーズとクィア理論

第2章 クィアからの批判

第3章 リベラルとゲイ・スタディーズの応答

おわりに—同性婚の再定位

はじめに一揺れるマイノリティ

[結婚という] 性共同体とは、一人の人間が他の人間の性器と能力を相互に使用し合うことであり、自然的使用と非自然的使用に分かれ、さらに非自然的なものは、同性の人格における使用か、人類とは異なる動物における使用かである。このような法則への違反は、言葉にするのもはばかれる反自然的背徳であり、私たち自身の人格における人間性を侵害するものであるから、全面的断罪を免れるどのような条件も例外もない¹。

[括弧内引用者]

2013年と2014年は同性愛者たちにとって激動の年であった。2013年はウルグアイ、フランス、ニュージーランド、イギリスなどが相次いで同性婚を認めたほか、アメリカの複数の州でも同性愛者に対する結婚防衛法と呼ばれるDOMA法に対して違憲判決が出された²。続く2014年にはフィンランドで同性婚の法案が可決されるなど、同性愛者に対する権利保護の動きは年々高まりつつあると言える³。しかしこうした同性婚への道のりは決して平坦ではなかった。例えばフランスでは何十年もの議論の積み重ねがあつて可決に至ったが、それでも同性婚を認める法案に反対した議員は全体の2/5を占め可決後も連日反対運動

¹ イマニュエル・カント（樽井正義、池尾恭一訳）『人倫の形而上学』カント全集11、岩波書店、2002年、109頁

² 大島梨沙「日本における『同性婚』問題」『法学セミナー』706号(2013)、5-9頁。一方で保守色の強いオハイオ州など4つの州の裁判所では同性婚禁止法案を支持する判決が出ており、こうした分裂状態に対して連邦最高裁は2015年6月をめどに判決を下す見込みである。*International New York Times*, January 19, 2015

³ *Evening Times*, November 29, 2014

が行われた⁴。

こうした対立は基本的に当事者である性的マイノリティを含むリベラルな左派對キリスト教徒やイスラム教徒などの宗教層と保守派であると捉えられることが多かった。この場合の争点は結婚という聖域をめぐるものであり、結婚の目的や意義が問題にされる⁵。

しかしながら同性婚に対してはその当事者内部からの批判が存在することを見逃してはならない。そのため本稿においては当事者でありながら同性婚に反対するクィア理論を紹介し、それに対してリベラリズムやゲイ・スタディーズによる議論を援用しながら応答することを目的とする。これまでクィアの同性婚反対論に対してそれが当事者によるものでありながら正面から応答する論文はほとんど存在しなかった。それゆえクィアへの応答を通じて同性婚を再定位し、当事者内部の対立を解消することも本稿の目的の1つとしたい⁶。

以下では本論文の概要を説明する。まず第1章において同性婚について日本の現状を簡単に確認する。その後日本ではあまり知名度が高くないが今回の議論を理解するには不可欠であるゲイ／レズビアン・スタディーズとクィア理論の歴史を簡単にまとめる。続く第2章ではクィア理論の同性婚反対論をイヴ・K・セジウィック、ジュディス・バトラーを例に見ていく。第3章ではリベラリズムの法理論やゲイ・スタディーズによるクィア理論批判などを参考にしつつ、同性婚という法のあり方を新たに素描したい⁷。

⁴ 浅野素女『同性婚、あなたは賛成？反対？』パド・ウィメンズ・オフィス、2014年、146頁

⁵ この結婚の本質に関して、「生殖」と「愛情関係」とが対立しているとしてどちらがより適切か考察したものと、本林良章「同性婚は認められるべきか：結婚の意味を問うギデンズとサンデルを手がかりとして」『21世紀倫理創成研究』5号(2012年)がある。またそもそも国家は個人の結婚観のような生の構想に対しては中立であるべきというリベラリズムと、同性婚のような倫理的問題を答えるためには共通善に基づいて結婚の目的とは何かを考えなくてはならないとするコミュニタリアンとでより根本的な対立があるが筆者は基本的に前者のリベラル陣営に与する。(マイケル・サンデル『これからの「正義」の話をしよう』早川書房、2010年、326-334頁)

⁶ この対立に関して参考までに2014年に行われたPew Research Centerによる調査について触れる。アメリカ全体で同性婚に反対する人の割合は41%であるが、LGBT全体の中で同性婚に反対する人の割合は7%である。またLGBTのうち49%の人は平等を達成するための最善の方法として自身の文化を維持したままマジョリティとの平等を達成することを望み(本文で触れる「エスニック・モデル」)、49%の人は結婚制度のような形でマジョリティと同化していくことを支持する。Pew Research Center, (2015) “What LGBT Americans think of same-sex marriage” (http://pewrsr.ch/1CJZ0nv) (2015年1月28日参照)

⁷ 同性婚の議論においてはフランスのように同性同士の婚姻の問題と同時にそれに付随して養子を持つ権利や人工生殖技術によって子どもをもうける権利が問題とされることがある。(浅野素女、前掲書) 日本では現在単身者が養子を持つことも代理母のように人工生殖技術で子どもを持つことも禁止されていない。そのため議論の混乱を避ける目的で今回は子どもを持つ権利については対象としない。

第1章 ゲイ・スタディーズとクィア理論

(1) 日本の現状

冒頭で述べたように海外では徐々に同性婚を容認する流れが広がっている。もちろん日本では同性婚は認められていないが、当事者たちの要求が全くないかと言われればそうではない。2014年6月には日本で初めて同性同士で婚姻届を提出するという動きがあり⁸、福岡でも同年11月に九州で初となる性的マイノリティの認知と権利を求めるレインボーパレードが行われた⁹。また社民党は12月の衆議院選挙での公約として政党として初めて同性婚を掲げた¹⁰。以上のような動きに加え、EMAといった同性カップルの法的保護を求める団体も存在しておりそのニーズの存在は否定出来ないと言える¹¹。

では具体的にどのような不利益が生じているのだろうか。現時点での生活におけるものとしては税制や社会保障制度などの公的制度や民間企業での家族・夫婦向けサービスなどが同性愛者に対し不利益に働いていると言えよう。これからの将来における不利益としてはパートナーが将来病気で倒れた際の看護・面接権や医療決定権、そして死亡時の祭祀権や共有財産相続などがある¹²。これらの問題を解決するために代用されているのが成年養子縁組であるが、親子関係の擬制を目的としたこの制度を用いるのは「親子としてのつながり」をつくる意思に欠ける、もしくは公序良俗違反であるとして無効となる可能性もある¹³。以上のような異性愛者との取り扱いの差別が同性婚に代表される法的保護を求める運動が活発化させた。次節以降では同性婚に関する議論を具体的に見て行く前に、まずその背景となったゲイ・スタディーズとクィア理論の歴史を概観する。

(2) ゲイ・スタディーズの勃興

ゲイ・スタディーズが成立する直接的な契機は「ストーンウォール事件」である¹⁴。この事件は、ニューヨークのゲイバー「ストーンウォール・イン」に対する警察の度重なる嫌がらせに業を煮やした女装のゲイ男性とレズビアンたちが警官隊に罵声を浴びせハイ

⁸ 東奥日報2014. 6. 6朝刊

⁹ 西日本新聞2014. 11. 25朝刊

¹⁰ 朝日新聞2014. 11. 28朝刊

¹¹ しかし志田陽子が喝破したように同性愛者の人権は社会の持つ差別性などにより「沈黙」しがちであることを考えると、当事者の声のみを判断材料に法律自体のニーズを測るのは問題がある。(志田「セクシュアリティと人権」『沈黙する人権』法律文化社、2012年)

¹² 赤杉康伸「ゲイ・コミュニティにおける法的保障とは」『同性パートナー』(電子書籍版) 社会批評社、2013年、第3節4段落

¹³ 棚村政行『結婚の法律学』有斐閣、2006年、171頁

¹⁴ この節の内容についてはキース・ヴィンセント、風間孝、河口和也『ゲイ・スタディーズ』青土社、1997年と河口『クィア・スタディーズ』岩波書店、2003年と村上隆則「セクシュアリティ研究の系譜」『セクシュアリティ入門』夏目書房、1999年の3冊を参考とした。

ビールや酒瓶を投げつけたことから始まった。それ以後表立ってはゲイと分らなかつた客たち数百人を集結させ三夜に渡って拡大していった。この事件を契機として同性愛者たちは自身の手で自分たちの置かれている状況や自分自身のゲイネス (gayness) の分析に取り組むことになる。

とは言えこれ以前は同性愛者を対象とした研究が存在していなかったわけではない。それまでの同性愛研究は「犯罪」であり「病理」であるホモセクシュアルについてのものだった。ドイツで同性愛行為が刑罰化された1851年以降、次第に法的に迫害を受けるケースは増加し、有罪判決を受けたものが最も多い1912年にはその数は761人にまで上った。加えてこのような刑罰化と同時期に発生したのが同性愛の病理化である。19世紀初頭に成立したセクソロジーは自然科学の視点から「種の維持」という目的に従っていない人たちを自然に反する「異常」な存在としてカテゴライズしていき、同性愛もまた性的倒錯として位置づけられることになった。こうした背景のもとでは同性愛は先天的で病的な状態であるが故に迫害ではなく憐れみをもって処遇されるべきだと主張する声も出てきた¹⁵。このように同性愛を病理として扱う研究がストーンウォール事件以前では行われていたものの、そこに当事者による自己肯定的な意味合いを持つ「ゲイ」はおらず、あくまで科学的客体である「ホモセクシュアル」のみが存在していたと言える。

このようなゲイ・スタディーズ成立前史に対して「ストーンウォール事件」は当事者達に自身の存在を社会に対して示すことの重要性を気づかせ、ゲイ解放運動へと導いた。このゲイ解放運動については内容が広範であるため詳細には述べないが、中でも重要であるのはこうした運動がそれまで社会に潜在していた異性愛強制規範を暴き、ゲイであるというアイデンティティに基づく異性愛者との差異を大きく打ち出して自身の存在を可視化させていったという点である。そのため同性愛を異性愛に組み込まれる形ではなく生の様式として主体的に肯定するというありかたをゲイ・スタディーズは志向していくようになる。その際に彼らが利用した戦略が「エスニック・モデル」と呼ばれるものであった。エスニック・モデルとは、明確な人種あるいは民族的な差異を維持したまま主流の人種・民族集団との平等が確保されることを求めるものであり、これと同様に同性愛者というアイデンティティを有したまま異性愛者との対等の扱いをされることを求めたのである。こうした動きの最中、後にクィア理論によって批判されることになる「性的指向 (sexual orientation)」という概念が誕生する。この性的指向という概念は「個人の深淵な感情的・

¹⁵ 同性愛の非犯罪化の動きとして、病理であることを論拠としたものの他にリベラルな思想から非犯罪化を求めるものも存在している。代表的な例であるハート＝デブリン論争においてハートは、ミルの他者危害原則に基づき「成人に達した」同性同士の「合意に基づく」「私的空間での」性行為は犯罪とされるべきではないと主張した。児玉聡『功利と直観 英米倫理思想史入門』勁草書房、2010年、190-214頁

情緒的または性的関心や親密な関係性への期待が、どの性別に向かっているかを示す言葉¹⁶」であり、これは様々な性の好み・嗜好を意味する「性的嗜好 (sexual preference)」や、自発的な意志が働いていると捉えられてしまう「性的志向」とは区別され、選択困難性を強く打ち出した概念だといえる¹⁷。この性的指向という概念で他のマゾヒズムなどの性的好みとは一線を画する事によって、同性愛／異性愛という図式において平等であるべきだと主張するようになるのである。

(3) ゲイ・スタディーズからクィア理論へ

こうした最中、同性愛者たちを襲ったのが後に政治的な病とも呼ばれるようになるAIDSの流行である。当初GRID (ゲイに関する免疫不全) と呼ばれ、ゲイ男性と結び付けられたこの病はホモフォビアを利用すると同時に強化しつつ、ゲイ男性一般、そしてゲイ男性に限定されないAIDS発症者への制度的な差別と排除とを悪化させていくことになった¹⁸。これに対して当時の大統領ロナルド・レーガンが公の場でAIDSに言及したのは1987年であり、これはニューヨーク・タイムズに初めて「男性同性愛者の間で珍しいガンが流行の兆しを見せている」という記事が載ってから6年後のことである。その間に6万人近くがAIDSにかかり、その半数は亡くなっていた。それゆえに社会の偏見や差別のために政府による対策が遅れ、その結果多くの人びとが亡くなったという点で政治的な病と認識されるようになったのだ¹⁹。このようなゲイ・コミュニティの危機とも呼べる状況で彼らがとった戦略とは、マジョリティによる排除や道徳規範に対して臆することなく自己肯定を打ち出し、人々の目を引く形で自身らを政治的に可視化することであった。ある意味開き直りとも呼べるような態度を全面に打ち出すことで、クィア理論を誕生させる萌芽となったのである。もともと「クィア (Queer)」という語の意味は「変態」あるいは「おかま」という侮蔑的なものであった。しかしそうしたマジョリティからの差別的な指示に対し、敢えてクィアという語を受け入れることによってマジョリティに対する反抗を示し²⁰、同時にこれが今まで「変態」として扱われてきた人びとを繋ぐ紐帯的役

¹⁶ 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』信山社、2011年、234頁

¹⁷ 風間・河口『同性愛と異性愛』岩波新書、2010年、158-159頁

¹⁸ 清水晶子『「ちゃんと正しい方向に向かっている」—クィア・ポリティクスの現在』『ジェンダーと「自由」』彩流社、2013年、316頁

¹⁹ 藤田淳志「エイズ・アートとセクシュアル・マイノリティの政治—『フィラデルフィア』、『レント』、『ザ・ノーマル・ハート』」註18と同書、248-249頁

²⁰ 例えばジュディス・バトラーは『クィア』という語は、パフォーマンス性の内部の勢力と抵抗、安定性と変動性の位置の問題を提起する呼びかけとして現れる。『クィア』という語は、名付ける主体を恥じ入らせることを目的とした言語行為として作用」と指摘した。ジュディス・バトラー (クレア・マリイ訳)『批判的にクィア』『現代思想』25巻6号(1997)、青土社、161頁

割を果たすことになるのである²¹。

このようなクィア理論の誕生においてもう1つ大事な側面がある。それはこの理論がポスト構造主義の影響を強く受けていたという点である。クィア理論の命名者であるテレサ・ド・ローレティスは次のように述べる。

「クィア・セオリー」という用語は、このように [=「レズビアン」や「黒人」のような様々なカテゴリーが存在するように] 私たちの言説規範にぬきがたく存在するあらゆる細かな区別建てを取り払うために生み出されたと言えよう。既存の用語と、そのおのおのに付随する固有のイデオロギーのいずれにも偏向することなく、むしろそれら全てに抗い、それらを超越することを一少なくともそれらを問題視していくことを一この言葉は目指しているのだ²²。[括弧内引用者]

つまりクィア理論は正常／異常といった規範的カテゴリーや男／女、異性愛／同性愛のようなこれまで自然とみなされてきた二項対立的カテゴリーを問題視しそれらを脱構築する²³ことによって、こうした二項対立的規範概念を本質主義的であり分離主義的であるとして退けるのである。そして同時に先ほど述べたようなエイズ危機に際し、クィア理論はこの恣意的なカテゴリーによって周縁化された人びとと士との連帯を図ることによって社会が強制する規範へと抵抗できる力を生み出すものであったのだ。

第2章 クィアからの批判

(1) クィア理論によるゲイ・スタディーズ批判

前章ではゲイ・スタディーズとクィア理論について述べた。ごく簡単にまとめると、大きな流れとして次の3つの時期に分けられる²⁴。1つ目として「ホモセクシュアル」という言葉で代表される時期。この時期では同性愛は病理としてラベリングされ社会によって

²¹ そのため「クィア」自体が「変態」を指すという言語文化がない日本においては、その差別語を自称に転化するという文脈に即して「クィア理論」ではなく「おかま理論」や「変態理論」と訳すべきだとの指摘も存在する。キース・小谷真理「クィア・セオリーはどこまで開けるか」『ユリイカ』28巻13号(1996)、青土社、91頁

²² ローレティス（大脇美智子訳）「クィア・セオリー」『ユリイカ』28巻13号(1996)、青土社、69頁

²³ この脱構築という概念はジャック・デリダによって導入されたものであり、その内容も多義性に富むものである。セクシュアリティに関わる文脈においては、マジョリティ／マイノリティといった決してニュートラルでない二項対立の構図を転倒させ、その後この対立図式自体を掘り崩すという二重の操作を指すものであると捉える。浅田彰「ゲイ・ムーヴメントのために」『インパクション』71号(1991)、インパクト出版会、72頁

²⁴ この3つの分類は浅田による。浅田・鄭映恵・クレア・マリィ「レズビアン／ゲイ・スタディーズの現在」『現代思想』25巻6号(1997)、青土社、20-22頁

抑圧され続けることになった。2つ目はストーンウォール事件を契機とした、同性愛者としてのアイデンティティを立脚点に社会に権利を求めていく「ゲイ」の時期。ゲイであるということにプライドを持ちマジョリティとの差異を明確に打ち出しながら平等を求め活動した。3つ目はAIDS危機とポスト構造主義の影響を受けた「クィア」の時期。本質的だとされる様々なカテゴリーを解体していくとともに、そのカテゴリーによって周縁化された人びと同士で連帯をはかり規範に対抗していくクィア理論がここで誕生した。

このようにゲイ・スタディーズとクィア理論は前者がアイデンティティ・ポリティクスとも呼ばれる自身のアイデンティティから生じるプライドを重視したものである一方、後者はそうしたアイデンティティを非本質的なものだとして排除する点で緊張関係にあるといえる。この危うさを内部に孕んだまま、ゲイ／レズビアン・コミュニティは解放運動の一環として「性的指向」という概念を用いつつ同性婚を要求していくようになる²⁵。この同性婚にまつわる議論は「はじめに」で述べたように一般的には権利保護を求める性的マイノリティやリベラルな左派陣営と、宗教的原理主義や保守的右派陣営との対立の構図をとっており、その論争内容は同性愛者の道徳的地位や婚姻の意義を争うものであると捉えられる。しかし今見てきたように性的マイノリティ内部におけるゲイ・スタディーズとクィア理論との分裂も看過されてはならないのである。以降ではクィア理論を主導的に発展させたイヴ・K・セジウィック、ジュディス・バトラー両者による同性婚批判を具体的に見ていくことにする。

先に文学研究者であり社会学者であるセジウィックを取り上げる。セジウィックは現在のゲイ／レズビアンの活動が「性指向」という概念を無批判に受け入れているがその構成要素は異種混淆的であることを指摘する。この単純な性的指向という理解によって「ゲイ／レズビアン政治運動において規範志向の政治が状況を支配するようになり、中でも「同性愛者の結婚や同性愛者家族の合法化」のような「体制迎合を許容するような要求ばかり」が行われるようになる。このように同性婚を求める主流のゲイ／レズビアンの政治は、アイデンティティを主張しているがゆえに「分離主義的であるとともに同化主義」だとして批判するのである²⁶。

²⁵ 大野友也「同性婚と平等保護」『鹿兒島大学法学論集』43巻2号(2009)、23頁。この論文ではアメリカでの同性婚訴訟について述べており判決で使用される「sexual orientation」という単語を「性的志向」と訳しているが、第1章第2節で述べたように生得的であり非選択的であることを理由に人権として取り扱うことを求めたゲイの運動史から見ても「性的指向」と訳出する方が適当であるように思われる。

²⁶ この段落の括弧内引用部について全てセジウィック「クィア理論をとおして考える」『現代思想』28巻14号(2000)、青土社、38-41頁参照。

(2) バトラーによる批判

これと同様の批判はクィア理論やフェミニズムに多大な影響をもたらしたバトラーによってもなされることになる。具体的な批判を見る前にバトラーの思想について軽く触れておくことにする。バトラーを一躍有名にしたのは『ジェンダー・トラブル』である。この本において彼女は一貫したポスト構造主義の立場からそれまで自明とされてきた「ジェンダー」や「セックス」、「セクシュアリティ」といった概念の非本質性を暴き、それらを脱構築するために例えばドラッグ (drag) クイーン²⁷のようなやり方でパロディ的に攪乱する戦略を提示した。そしてアイデンティティとは内在する本質といった概念や外部から規定されるものではなく、自身の恣意的な言説によって構築され変化し続けるパフォーマンス的な概念であると主張した²⁸。ジェンダーやセクシュアリティをパフォーマンス的なものとして捉えるこの考えは、それまでの男女差を立脚点として女性的なケアの倫理を考えたキャロル・ギリガンなどの本質主義的なフェミニズムにとって大きなインパクトを与えるものであり「フェミニズム理論の中で一つのパラダイム・シフト²⁹」を巻き起こした。加えてそれまでアイデンティティ・ポリティクスを行っていたゲイ・スタディーズに対してもその運動によってさらに周縁化される人の存在を指摘しクィアなあり方を促すものであった点で分野横断的に非常に大きな影響力を発揮したものと言える。

このようにバトラーがその時主流であったゲイ／レズビアンによる同性婚要求に対して一定の批判を向けたことは必然であった。セジウィックの先ほどの批判と同年に刊行された『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』においてバトラーは同性婚について「婚姻制度（あるいは軍隊）への参入を求めることは、当の制度の権力を拡大させることになり、それによって親密な連帯を、国家によって合法化されたものとそうでないものに分割する悪しき区別をますます増強させることになる³⁰」として批判する。そしてここでいう連帯の例として性的関係を持たずに自立しているシングル・マザー／ファーザーや、モノガミーではない生き方をしている人、社会現実の陰の部分で生きているような他のレズビアンやゲイやトランスジェンダーの人々との連帯を挙げる³¹。つまり同性愛者が婚姻制度に組み込まれることによってこれまで結婚制度によって規範的に周縁化されていた人々との連帯を断ち切り、それと同時に婚姻制度がもつ規範性をより高めるものになるという批判だと解される。これは先ほどのセジウィックによる同性婚批判と同様のものであり、両者をまとめるとクィア理論による同性婚批判は以下の3つの要素で成り立っていることがわかる。1

²⁷ 男性による過度に女性性をアピールするやり方で行われるパフォーマンスのこと。

²⁸ バトラー（竹村和子訳）『ジェンダー・トラブル』青土社、1999年

²⁹ 上野千鶴子『上野千鶴子対談集／ラディカルに語れば……』平凡社、2001年、163頁

³⁰ バトラー、エルネスト・ラクラウ、スラヴォイ・ジジェク共著（竹村和子、村上敏勝訳）『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』青土社、2002年、237頁

³¹ Ibid. at 238

つ目は性的指向というアイデンティティを元にした活動は本質主義的でありかつ分離主義、同化主義である、という点。2点目は同性愛者が結婚に組み込まれることで国家によって優遇される性／されない性といったヒエラルキーを再生産することにつながり、結婚の持つ規範性がより強固なものになる、というものである。3つ目はその結果としてそれまで培われてきた性的マイノリティ内部の、あるいはマイノリティ間（つまり様々なクィアなあり方を肯定する集団内で）の連帯が分断されてしまう、という点である。つまり同性婚が①性的指向というアイデンティティに訴えることで本質主義的な性格を持ち②さらに同化主義的に結婚に組み込まれることで性規範が再強化され③その結果周縁化されたマイノリティ同士の連帯を断ち切ることになることへの批判だと理解されよう。

これらの批判はこれまでの同性婚運動に対する批判としては妥当と言え、かつ当事者による反論という観点においても無視できない重要な論点である。そのため同性婚を肯定的にサポートしていくにあたっては、これまで語られてきたホモフォビックな同性婚反対論／平等を謳う賛成論という単純な図式から一歩進め、こうしたクィアな視点も考慮に入れた上での同性婚賛成論を組み立てる必要がある。日本では同性婚に関する議論自体があまりなされていないという背景もあろうが、このようなクィアからの反論に応答した同性婚賛成論は全くと言ってよいほど存在していない。そのため最終章では伏見憲明やキース・ヴィンセントなどゲイ・スタディーズによるアイデンティティの再構築や井上達夫・野崎綾子などのリベラリズムの議論を援用しつつ同性婚を再定位したい。

第3章 リベラルとゲイ・スタディーズの応答

(1) バトラーに向けられる批判

前節で述べたようにバトラーがフェミニズムやクィア理論に与えた影響は計り知れない。しかしそれと同時にバトラーに対していくつかの批判が向けられた。アメリカの政治哲学者マーサ・ヌスバウムはバトラーを揶揄した「パロディの教授」という論文において、バトラーには規範理論や公的コミットメントの感覚が欠如しているとして痛切に批判する³²。そもそもバトラーはジャック・ラカン、ソール・クリプキなどを援用して議論を組み立てているがそれらの解釈は標準的な理解とはいえず、また敢えて文章を難解にし直接的に答えを出さないやり方によって多くの人を煙にまいていと指摘し³³、その影響で現在のフェミニズムは危険な静観主義 (dangerous quietism) に陥っていると警告するのである³⁴。

バトラー自身の文体や文章の晦渋さ、他の哲学者の解釈の正誤についてはさておくとし

³² M. C. Nussbaum “The Professor of Parody” in *The New Republic*, February 22(1999), pp. 42-44.

³³ Ibid. at 38

³⁴ Ibid. at 43

ても、ここでいうバトラーには規範理論が欠けているという指摘は確かに的を射ているように思われる。これについて谷口功一はこのヌスバウムの批判に触れつつ、バトラーは『ジェンダー・トラブル』において「法」という言葉に200回以上言及しているにもかかわらず、実体的な法=制度にコミットした主張といかにして結び付けられるかを明らかにしておらず、そこではやはり公共的決定とそれを支える制度に対する内在的把握に基づいた思考様式へのコミットメントが欠落していると結論付ける³⁵。また井上達夫もバトラーの『ジェンダー・トラブル』を例に挙げ次のように批判する。

かかる [=性差の脱構築を超えて、普遍的価値理念一般の恣意性・偶発性をも主張するような] 包括的脱構築の遊戯への惑溺は、ジェンダー・ステロタイプを再生産している社会の慣行や伝統を批判し、かかるステロタイプを超えた女性の人間としての対等性・同権性の承認を要求するフェミニズムの規範的主張の正当化根拠となる人権理念や普遍主義的正義理念をも掘り崩す自壊性を持つ³⁶。[括弧内引用者]

そしてこの自壊を避けるために、井上は「人権・正義・自由・平等など普遍主義的価値原理を、現状を合理化するイデオロギー装置としてではなく、現状を絶えず批判的に再吟味し改革を持続するための規制理念として貫徹しようとするリベラリズムの企て³⁷」に参加することを提案するのである。つまり今までの批判をまとめると、バトラーの理論には法実践などに対する公的コミットメントの感覚が存在しておらず同時に規範理論も欠けているため、パロディのような手法によってジェンダー・システムが攪乱されること／正義規範が攪乱されることが良いのか悪いのかについて峻別することはできなくなる。その結果として人権理念や正義理念すらパロディによって弱体化してしまうという批判である。ここでバトラーが批判されているのはフェミニズムの文脈においてであるが、これら批判はセクシュアリティの構築性を暴き、社会規範への抵抗を志向する点においてクィア理論に対しても妥当するものである³⁸。そのため次節では以上のようなバトラー批判を念頭に

³⁵ 谷口功一「ジェンダー／セクシュアリティの領域における『公共性』へ向けて」『思想』965号(2004)、岩波書店、114-115頁

³⁶ 井上達夫「リベラル・フェミニズムの二つの視点」『法哲学年報(2003)』有斐閣、70頁。とはいえ「セックス」は常に「ジェンダー」であり、またその両者ともが社会的に構築されたものだと考える徹底した構築主義者のバトラーにとってはそもそも「ステロタイプを超えた女性の人間としての対等性・同権性」などと主張すること自体が無意味に響くかもしれない。(『ジェンダー・トラブル』28-29頁)

³⁷ Ibid. at 70-71

³⁸ クィア理論をフェミニズムの派生理論だとする見方もあり、そうなると尚更ポスト・フェミニズムとクィア理論の区分は明瞭でなくなる。小河尚子「アメリカにおけるセクシュアル・スタディの変遷と現在」『セクシュアリティ入門』夏目書房、1994年、226頁

リベラルな正義概念とゲイ・スタディーズの両方の観点からクィアによる同性婚批判を再考したい。

(2) クィアへの応答

第2章第2節で確認したようにクィア理論は同性婚が①性的指向というアイデンティティに訴えることで本質主義的な性格を持ち②さらに同化主義的に結婚に組み込まれることで性規範が再強化され③その結果周縁化されたマイノリティ同士の連帯を断ち切ることになると批判したのであった。この節ではそれぞれの論点に関して反論を加える。

①(性的指向というアイデンティティに訴えることで本質主義的な性格を持つこと)の批判は長らく議論され続けている本質主義と構築主義との対立に起因する。第1章において述べたようにゲイというアイデンティティを積極的に打ち出した理由は、それまでの病理としてのホモセクシュアルから自身のゲイネスを積極的に肯定し社会に打ち出していこうとする背景によるものであった。それに対しAIDS危機は当事者たちに、国家によって「正しくない性」とスティグマを押された人達同士の連帯の重要性和正／不正のような二項対立の恣意性を気づかせるものであり、そこで生まれたクィア理論はこれらのカテゴリーを徹底した構築主義の立場から批判した。しかし日本ではこれ以上の危機的状況が存在した。ゲイ・ムーブメントに大きな影響を与えた評論家の伏見憲明は日本でもクィアという語が浸透し始めた時を振り返り「せっかく『ゲイ』という主体を成立させようと活動しているところに、今度は『クィア』というものが入ってきて、みんな曖昧なんだっていう方向だけに持って行かれちゃうのはいやだった」と述べる³⁹。ここで伏見が指摘するように外国で同性愛者たちがたどってきた「ホモセクシュアル→ゲイ→クィア」という趨勢に対し、日本ではゲイ／レズビアンが存在が可視化され主体化される前にクィアという語が流入してきたと言える。キース・ヴィンセントはこうした状況に疑問を投げかけこう述べる。

近代的な運動も学問も『まだ』十分に成立していないこの日本では、クィア・セオリーのような脱構築的な学問を輸入してもそれはかえって日本のレズビアン&ゲイにとって不利に働くのではないかという懸念が大いに存在する。つまりレズビアン&ゲイの存在それ自体がまだ危うい段階でそれを脱構築することは、逆に既成(ヘテロ)社会にとってもっとも都合のいいことではないか⁴⁰。

この脱構築の概念を作ったデリダ自身もまた脱構築の一段階目である、二項対立の転倒

³⁹ 伏見『ゲイという「経験」』ポット出版、2004年、3頁

⁴⁰ ヴィンセント「誰が、誰のために」『現代思想』25巻6号(1997)、青土社、12頁

の段階をあまりに早く否定することはその対立に介入することなく中和されてしまうことになる」と警告する⁴¹。この状況は例えるなら公的場面での男女の平等を求めた第一波フェミニズム、公／私の区分の恣意性を暴き「私的なことは政治的なことである」として活動した第二波フェミニズム、その後のバトラーのような構築主義に則ったポストモダン・フェミニズムという流れの前半2つを欠いたまま突如ポストモダン・フェミニズムのみが現れたものと言えよう。つまり平等性すら担保されず私的な場面での差別性すら糾弾できず、ただ同性愛者を滅却させていくタイプの危険性である。

こうした危機的状況に対して同性婚のようなゲイ／レズビアンという主体を前提とした運動をどう展開するべきであろうか。確かにバトラーの指摘するようにそれぞれの性のあり方がみな構築的であることを自覚し、その上で誰もがクィアであるような多様な性のあり方を目標とすべきであることに最終的には異論はない。具体的には住吉雅美が提唱するような性をgradationalに捉え、n人に対しn個の性のあり方という「アナルコ・セクシュアリズム」⁴²は大方の方向性としては首肯できる。しかし住吉自身も認めるようにそのためにはまず多彩なあり方を示すための前提が必要であり、それこそがレズビアン／ゲイ・スタディーズの役割である⁴³。先ほど述べた危機を脱却し目指すべき方向性へ向かうためにも私は「戦略的本質主義」という立場をとりたい。この戦略的本質主義とはセクシュアリティ自体が構築されたものであることを認めつつ戦略として敢えて主体を仮構するスタンスである。

理論的には、ジェンダーはパフォーマンスティブに構成され、したがって「正常」な形とは別様に構成されることもあるという、ラディカルな「構成主義」をとるべきなんだけれども、ある段階で、ゲイならゲイ、レズビアンならレズビアンがまとまって運動しなきゃいけないという場合には、アカー [=ゲイとレズビアンの支援団体のこと] の言う「戦略的本質主義」に基づいてアイデンティティ・ポリティクスを展開することも必要だろう⁴⁴。

この戦略的本質主義のように目指すべき方向に対していくつかのステップに分けその都度適した（しかしそれ自体では自己矛盾的にうつるかもしれない）戦略をとりつつ目標に

⁴¹ Ibid. at 12

⁴² 住吉「アナルコ・セクシュアリズムをめざして」『法哲学年報（2003）』有斐閣。これは定性的視点によるものであるが、定量的に見れば結果として今までヘテロと呼ばれていた性のあり方に偏る可能性はある。しかしそれでもそうした性のあり方もパフォーマンスティブに変更される点でマジョリティが持つ優位性はこれまでとは違って稀釈されるだろう。

⁴³ Ibid. at 115-116

⁴⁴ 浅田「レズビアン／ゲイ・スタディーズの現在」22頁

到達するというやり方は、ラディカルであり過ぎるがゆえに社会に影響を与えづらい「理論」と現在苦しんでいる人々たちを解放しようとする「実践」との間の折衷的存在でありながらかつ両者にとって益のある方法論であると考え⁴⁵。しかしこれに対し本質主義的ゲイ/レズビアン・スタディーズと、いかなるアイデンティティ概念の現存も許さない徹底した構築主義的クィア理論の両方から挟撃にあう可能性があることも確かだろう。本質主義的ゲイ・スタディーズからは「性的指向は性的嗜好と区別されるべきであり、前者のほうがより非選択的である以上人権保護の重要性も高い」という反論、徹底した構築主義的クィア理論からは「そのように政治的な文脈でのみアイデンティティを生じさせることによって、あたかもそのアイデンティティ（今回で言えば同性愛者であること）を備えている方が他の性のあり方よりも重要であるかのように捉えられかねない」といった反論が考えられる。本質主義的ゲイ・スタディーズについて言えば、前述のセジウィックの批判や伏見による指摘が明らかにしたように同性愛という性的指向自体が複合的要素であり、当人がどれを一義的と捉えているかによって指向や嗜好の地位は如何様にも変動しうることを反論に挙げる⁴⁶。

徹底した構築主義的クィア理論には、この仮構的主体はあくまでその制度が持つ「差別性」へのカウンターパートとして現出するのみであると応答する。つまり、ここで生じる〈同性愛者〉というアイデンティティはあくまで脱構築のための第一段階、つまり異性愛/同性愛の二項対立を作り出すためにお膳立て的に仮構されるに過ぎない。それゆえにこの戦略的アイデンティティは社会が二項対立的に差別を図ろうとする度に出現し、その差別性を暴き差別的規範をニュートラルにするためだけに機能する。仮構の出現率の高さはそのアイデンティティの重要性を示すのでも基底性を示すものでもなく、ただ社会の差別性の高さを暴くのみである。

そのため本質主義的ゲイ・スタディーズに対しても同様の反論が向けられる。性的指向が性的嗜好よりも人権保護に値すると誤解してしまうのは、性的嗜好より性的指向のほうがより多く差別にあったからこそ、より多く人権というタームを使って法廷に立つことを強いられたからでありそれ以上でも以下でもない。つまり差別が起こりやすい構造であったからこそその差別と対抗するのに「人権」という言葉が使われただけであって、そこからどちらがより価値があるかといった判断につなげるのは論理の飛躍であるとして退けられる。以上より現在異性愛/同性愛という二項対立で結婚を制限している社会に対し、戦

⁴⁵ 野崎綾子が井上の「自己解釈的存在」とバトラーの反本質主義とを踏まえて構成する「政治的アイデンティティ」という概念もこの立場に近い。つまり社会の「正常な規範」によって課される「社会的アイデンティティ」はそれ自体が強いられたものであるが、自身の力でそれに解釈を施すことによって政治的アイデンティティとして組み替え、政治の領域における言説的資源となしうとする。野崎『正義・家族・法の構造変換 リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房、2003年、29-31頁

⁴⁶ 伏見『「同性愛」という劇場』『imago』1996年5月号、青土社、220頁

略的に「同性愛者」というアイデンティティを使用して同性婚を求めることは単に本質主義的な行為だとして退けられない。

②の同化主義的に結婚に組み込まれることで結婚という規範が再強化される、に対してはまず野崎綾子の「フェミニズムには概してかかる正と善の区別 [=正義の基底性] という視点が乏しかったように思われる⁴⁷」[括弧内引用者]という指摘を再提起する。これはクィア理論に対しても妥当するだろう。つまり「結婚」というシステムがあるべき性を押し付けるような規範である以上それに対しては対抗しなければならないと想定している点において、正義という概念が抜け落ちてしまっているように思われるのだ。バトラーに「規範理論が欠けている」のもこれが原因といえる。

ではここで言われている「正義」とはどのようなものか。正義という概念をリベラルな立場から体系的にかつ整合的に構成したのが井上達夫である。本稿では井上の正義構想に則って、同性婚を捉え直す。簡単にその思想をまとめる。井上は「不法な法も法でありうるが、正義要求（正義による正当化可能性へのクレーム）を欠く法は [中略] もはや法ではない⁴⁸」として法を「正義への企て⁴⁹」であると捉える。それゆえに現存する法が被規律者によって批判的審問にふされる際には、それが正義理念に適合しているとして自己を正当化しなくてはならない。そしてこの正当化とは正義の普遍主義的要請に基づき反転可能性のテストをパスするということである⁵⁰。

これを踏まえて②の批判に応答する。確かに第2章第2節でバトラーが挙げたようにこれまで結婚制度によって周縁化された人々が多くいることは厳然たる事実として受け止められるべきである。しかしそもそも井上の法理解に立てば結婚制度もまた「正義への企て」の一環であり、同時に一定の功利（例えば親密圏の維持、あるいは子どもの保護など）を持っている。それゆえにもし周縁化された人々によって婚姻制度が差別である（つまり反転可能性のテストにパスしない）と異議が唱えられたならば、それに対し正義理念と照らして応答する必要がある。同性婚に関しては野崎も指摘するように「同性どうしのカップルについても、日本法の解釈の問題は格別として、政治哲学的には、婚姻ができないとすることについて、正義に基づいて説明がつかない⁵¹」だろう⁵²。そのため同性婚を認めるこ

⁴⁷ 野崎、33頁

⁴⁸ 井上『法という企て』東京大学出版会、2003年、56頁

⁴⁹ Ibid. at 56

⁵⁰ Ibid. at 16-20

⁵¹ 野崎、139頁

⁵² 詳細には触れないが例えば異性愛者のみを対象とする婚姻制度について「結婚制度は生殖を目的としておりそれ故に同性愛者は定義的に入らず、反転可能性から見ても問題はない」という定義的正当化が存在する。（これは「障害者総合支援法は定義的に健常者を対象としない」のような発想と同じである。）しかし例えば物理的に子どもを生むことができない子宮を摘出した女性、無精子症の男性、そもそも初めから生殖を行う予定のない夫婦に対しては生殖可能性ないし生殖しようとする意思が存在し

と自体は正義理念からみても肯定されるものであるし、当然それ自体の功利（＝平等となること）も否定することは出来ない。

問題はそれが規範の再強化に繋がるか否かであろう。これについてはむしろ弱体化するものであると考える。そもそもここで言う同性婚の法制化要求は他の結婚のあり方についてなんらコミットするものではない。言い換えればここでの「同性婚」は「少なくとも同性愛者にも結婚を」という意味であり「同性愛者にのみ結婚を」ではない。井上の分類⁵³を使うのであれば、本稿での姿勢は前者の「開放的（open）要求」であり、同性婚以外を認めない後者の「排他的（exclusive）要求」ではない。それ故にここでの同性婚要求はモノガミーを称揚するものではなく、むしろ同性婚が加わることによってこれまで閉鎖的であった婚姻制度に「風穴」を開け他の性のあり方をもより肯定するものであるとも考える。さらにこの同性婚は異性愛者の結婚類似行為であるがゆえに「正しい結婚」のもつ規範性を（バトラー的に）攪乱させ、より様々な性のあり方を肯定するように方向づけるものですらある。これは正義の攪乱を意図するものではなく、正しい性はモノガミーであり異性愛であるといったような道徳的直観（intuition）を攪乱させより反転可能性の精度を高めるものだと考える。

最後に③周縁化されたマイノリティ同士の連帯を断ち切ることになる、という批判を考える。②への批判で確認したように同性愛者が結婚制度に入ること自体は正義の観点から見て肯定されるべき事象である⁵⁴。そのためたとえ仮に連帯が切れたとしても、それは同性婚という法がただ特定の善の構想に適合しなかったというだけでありそれ以上ではない。しかしここでは別の視点からの反論を試みることにする。伏見の性的マイノリティ同士の連帯のあり方について述べた箇所がこの問題を考えるにあたり示唆的である。

結局、コミュニケーションを重ねれば重ねるほど、各々の抱えている問題や方向性の違いの方が大きく見えてきた。「性の多様性」みたいな大きな枠の中では、みんなで何かを出来るのかもしれないけれど、トランスジェンダーの抱えている問題の方向性と、ゲ

ないことを理由に定義的に結婚の権利を否定するわけではない。（代理母のような回避策もあるがゲイの男性も同様に利用できる以上やはり反論にならない。）このようなダブル・スタンダードは反転可能性に反する点で認められず、やはり同性婚の排除を正義理念から正当化するのは不可能であろう。こうした同性婚反対論に対して様々な歴史的反例を挙げながら反論するものとしてM. C. Nussbaum, “A Right to Marry? Same-sex Marriage and Constitutional Law” in *Dissent* Volume 56, Number 3がある。

⁵³ 井上『世界正義論』筑摩書房、2012年、141-142頁

⁵⁴ クィアの一部が法的保護を受けた例として性同一性障害への特例法がありこれに対しても「性別二元性の強化につながる」などといった批判があった。（谷口、102-103頁）しかしこの特例法の存在が実際にクィアの分断につながったという批判は存在しないように思われる。それどころかクィア全体の前進として捉えられることのほうが多くここではやはりそのような分断の危険性の存在を疑わざるを得ない。

イやレズビアンのもとは違し、インターセックスやその他のマイノリティもそれぞれ違。だから、一緒に何かをやっていくというよりは、それぞれがやっていく中で、共感できることがあれば、応援するくらいのスタンスに、僕は落ち着いていったんですね⁵⁵。

伏見が言うようにクィア内部での問題は性の数が多様であればあるだけ多彩であり、「クィア」という主体で行動すれば解決できるものだけではない。こうした考えは前述のようにセジウィックによって分離主義だと批判されるかもしれないが、連帯の形も一つではなく多様にあつていいと考える。例えば多様な性の中で同性愛的指向を持つ人達はそのコミュニティ内で強い連帯を持つこともあれば、ヘテロセクシズムのような異性愛強制的規範に対してはクィア全体の広い連帯で立ち向かうことも必要であろう。また視点を変えれば同性婚によって同性愛者はこれまで対立しがちであった異性愛者との新たな連帯も作られたとも言える。このように連帯の形はその問題に合わせていくらでも変容してよいように思われるし⁵⁶、マジョリティへの連帯を即座に分離主義と判断すること自体が分離主義的であろう。公的コミットメントによってしか解決できないような問題であればマイノリティもまたマジョリティとともに公共圏において協働していく形も当然に否定されるべきではないどころか積極的に称揚すべきことである。誰もがクィアである以上どのような性の描き方をしてもよいし、どのような連帯を築きあげてもよい。そうした姿勢こそがこれからのクィアの目指すべき進路ではないだろうか。

おわりに—同性婚の再定位

第3章においてクィア理論への応答を通じて同性婚の新たな輪郭を描き出そうと努めた。ここではそれらを踏まえ、同性婚を再定位することによってこの論文の「おわりに」に変えたい。

本稿の第1章と第2章では歴史を踏まえた上でクィア理論によるレズビアン／ゲイ・スタディーズ批判を確認した。それは同性婚が本質主義的であり、国家による規範を強化し、連帯を分断させるというものであった。それらに対し第3章では現存する様々な社会制度が強いる差別構造を脱構築するための第一段階として「戦略的本質主義」がとられることとなる。そのためここで提示される同性婚の主体は、不変なものでも本質的なものでない自己解釈に基づいた移ろいゆく仮構的な同性愛者という存在であった。そして婚姻制度が

⁵⁵ 伏見『ゲイという「経験」』24-25頁

⁵⁶ この連帯観念は二元論的規範に対抗するために出現する仮構的アイデンティティという考えと親和的である。

持つヘテロセクシズムという規範を解体するためにアンチテーゼ的に同性婚が結婚の文脈に挿入され、これによって様々な性のあり方を認める婚姻制度へと転換させる第一歩として同性婚を位置づけた。

また第3章においてはクィアの持つ一面的な法理解に対し井上の正義論に触れながら「正義」という規範概念をクィアの文脈に挿入することに努めた。しかし井上が言うような当事者からの要求に応じて正当化テストを行い、それにパスしない場合には再編が求められるという視点では不十分となる可能性があることも忘れてはならない。それが例えば今回のような社会によって沈黙が求められる同性愛者についての場合である。つまり婚姻を異性愛にのみ限定するような差別構造を孕んだこの閉鎖的的制度は、同性愛者が要求する／しないにかかわらず、正義原理から絶えず改変が求められなくてはならない。「正義を気取ろうとさえしない法はもはや法ではな⁵⁷」く、それ以上に自身が正義であるか内省しようとしてさえしない法もまた法ではない。このようにマイノリティからの「要求としての同性婚」と、同性愛者をめぐる現状のように社会の侮蔑的構造によって抑圧され積極的に改善要求ができない事態を打開する正義理念からの「要請としての同性婚」の2つの視点をここでは確認しておきたい。この2つの視点が絶えず新しい要求／要請を吟味しながら婚姻制度をパフォーマンス的に改善していくだろう⁵⁸。

⁵⁷ 井上『法という企て』6頁

⁵⁸ 本稿では、他の婚姻制度の可能性、例えばパートナーシップ法やポリガミーのような一夫多妻制などについては言及しなかった。というのも今回の同性婚の要求というのが「開放的」な主張であり、他の婚姻制度の可能性を狭める意図に基づくものではないからである。また同時に現在の異性婚という差別的制度のみが認められていることに対する反作用的主張でもあるため他の選択肢を考慮する必要は元々無いものとして考えている。

とはいえ本論で示唆したように最終的には国家による性の管理から逃れ婚姻制度のような家族法全体を解体するアナルコ・セクシュアリズムを目標としていることは再度確認しておきたい。この結婚制度全廃論と同性婚を求める主張は一見すると自家撞着しているように思われるかもしれないがそうではない。現段階で重要なのは性のあり方は多様であることを示すことであり、性的マイノリティの存在が十分に可視化されているとはいえない状況でただ単に婚姻制度の廃止を訴えてもその制度が持つ差別性を糾弾できないためである。だからこそ性のあり方を多様であると認めさせるためにも現在の婚姻制度に同性婚を組み入れる必要があると考える。クィアからの批判②の「同性婚は悪しき婚姻制度という規範を再強化する」とも関連するが堀江有里による「反婚」思想はこの点において批判に値する。また婚姻しないことによって婚姻制度の性的マイノリティに対する差別性を浮き彫りにする「反婚」という姿勢は確かに勇ましいが、そもそも国家に歯向かって行動するほどの体力のない弱者についての配慮がかけられているように思える。婚姻制度が保護を目的としている以上その埒外の人は相対的に経済的にも精神的にも格差があると言え、そのため実現可能性から見ても（その態度とは裏腹に）弱々しい。以上のような理由から最終的には婚姻制度の解体が共通目標であるとしても最初のステップとしては同性婚が必須であろう。これをきっかけにより広い視野で制度のもつ差別性に目を向けることになり保護範囲がポリコフの言うように姉妹や複数の共同生活を行う友人関係にまで広げられる可能性もあるように思われるし、こうして婚姻の網が広げられることによってその効果が希薄になり、結果として婚姻制度の私事化につながることも大いに考えられよう。堀江有里『『反婚』思想／実践の可能性』『論叢クィア』4号、クィア学会。Nancy D. Polikoff (2009), *Beyond (Straight and Gay)*

谷口がノイラートの船の比喻を用いて述べるように「社会的意味秩序と実体的諸制度から構成される我々の船は、ドックに入って一挙全面的に改修しうるものではない⁵⁹」だろう。だからといってその欠陥の修繕を諦め、船全体を壊すようでは本末転倒となる。確かに現時点での法のあり方は不満足であり理想郷までの道は途方もなく遼遠であるかもしれない。しかし、そこへの近道はないにせよ一人孤独に突き進むのではなく皆で助けあいながら進む道を私は信じたい。

Marriage, Beacon Press.

⁵⁹ 谷口、118頁